

2016年4月新刊  
好評発売中!



三五館

〒160-0004 新宿区四谷 2-12  
TEL:03-3226-0035

FAX:03-3226-0170

3月29日、「安保法」施行——あきらめるな。方法はまだある。

# 最高裁に 「安保法」 違憲判決を 出させる方法

「全国で安保法に対して違憲訴訟が提起されています。奇跡的に一審の地方裁判所や二審の高等裁判所で違憲判決が出たとしても、最高裁判所で必ず棄却されます。これは、残念ながら100パーセントの確率です。

なぜでしょうか？その理由を読者の皆さんに知っていただくことこそが本書の一番の使命にほかなりません」(本書より)



元大阪高裁判事が  
指南する  
司法の正体を明かし、  
日本を守る術を提示する  
これからの作法

元大阪高裁判事 **生田暉雄**・著

四六判・並製・216頁・予価：本体1400円＋税

元大阪高裁判事が、最高裁に支配された裁判のカラクリを明らかにしながら、それでもなお最高裁に「違憲判決」を出させる方法を提示!

## 目次

- 第1章 最高裁が違憲判決を出せない本当の理由  
1.黙ったままか、行動するか? / 2.「砂川判決」の背景にあったこと
  - 第2章 日本人が裁判嫌いになったワケ  
1.ちょっとヘンな日本の裁判 / 2.歪んだ司法を作った2人の最高裁長官 / 3.裁判官たちの、悩み・葛藤・涙
  - 第3章 最高裁はこうして統制・支配する  
1.最高裁が監視する「報告事件」の事態 / 2.冤罪はこうして生み出される / 3.これが「優秀」な裁判官だ!
  - 第4章 告発! 最高裁がひた隠す裏金問題  
1.最高裁の莫大なウラ金作り / 2.最高裁に情報公開を請求すると… / 3.行政機関と最高裁の闇取引
  - 第5章 最高裁に「安保法 = 違憲」判決を出させる方法  
1.選挙に行くように、裁判しよう / 2.絶望の裁判所から脱出する法 / 3.フツーの市民が裁判してみたら  
——巷の人々の裁判体験記
- おわりに——裁判についての3つの提言

生田暉雄●元大阪高裁裁判官・弁護士

1970年、裁判官任官後、1987年に大阪高裁判事に、1992年に退官し弁護士になるまで裁判官としての勤務は22年間にわたる。弁護士としては、忌避されがちな難事を積極的に引き受け、高知由・バイ事件、愛媛教科書裁判などの弁護を担う。本書では、裁判所の実態を告発する一方、裁判を「主権実現の手段」と位置づけ、市民の手に取り戻す術を提案している。

「最高裁に「安保法」違憲判決を出させる方法」  
特設サイト

<http://www.sangokan.com/book/ketsueki.php>

(株)三五館 TEL 03-3226-0035 FAX 03-3226-0170